

令和7年度地域管理経営計画等に関する懇談会 議事次第

日時：令和8年3月11日（水） 13時30分～15時00分
場所：北海道森林管理局 3階 大会議室

1 開 会

2 北海道森林管理局長あいさつ

3 委員の紹介等

4 座長の選出

5 議事

(1) 地域管理経営計画・国有林野施業実施計画（案）について

(2) その他

6 閉 会

令和7年度「地域管理経営計画等に関する懇談会」委員名簿

北海道木材産業協同組合連合会	理 事	江本 博幸
東京大学大学院 農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	林 長	尾張 敏章
北海道町村会	事務局長	熊谷 裕志
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所	支 所 長	齊 藤 哲
北海道新聞社編集局経済部	部 次 長	十 亀 敬介
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林業試験場森林環境部機能グループ	研 究 主 幹	長 坂 晶子
北海道森林組合連合会	代 表 理 事 副 会 長	根 布 谷 禎一
(株)やまのかいしゃ	取 締 役	野 中 穂
北海学園大学経済学部	教 授	早 尻 正宏
株式会社北海道ポットラック	代 表 取 締 役	前 田 あやの
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理部	教 授	吉 田 俊也

(五十音順、敬称略)

北海道森林管理局出席者名簿

局長	関口 高士
次長	河野 裕之
総務企画部長	善行 宏
計画保全部長	小林 重善
森林整備部長	武田 義昭
調査官	伊藤 俊之
調査官	三浦 祥子
企画課長	鈴木 崇之
業務調整課長	安部 隆一朗
計画課長	寺村 智
保全課長	繪内 秀樹
治山課長	高橋 好明
森林整備第一課長	福井 敬育
森林整備第二課長	梶村 巖
資源活用第一課長	林 裕之
資源活用第二課長	今村 雅彦
技術普及課長	根本 治
胆振東部森林管理署長	玉館 力
宗谷森林管理署長	大竹 將之
網走中部森林管理署長	澤田 浩也
網走南部森林管理署長	山之内 弘幸

事務局 業務調整課
計画課

地域管理経営計画等に関する懇談会の設置要領

(目的)

第1条

国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画並びに国有林野施業実施計画（以下「地域管理経営計画等」という。）の樹立又は策定若しくは変更に当たり「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」の第5、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（以下「運用通知」という。）第4の1、並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項を踏まえて、学識経験を有する者からの意見を聴取するため「地域管理経営計画等に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条

懇談会は「運用通知」第4の1並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項に規定する学識経験を有する者から構成され、その委員は北海道森林管理局長が任命する。

(任期)

第3条

- 1 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(懇談会の開催)

第4条

懇談会は、森林管理局長が以下の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 地域管理経営計画等を策定又は変更するとき。
- (2) 国有林の地域別の森林計画を樹立又は変更するとき。
- (3) その他、森林管理局長が必要と認めたとき。

(事務局)

第5条

懇談会の事務局は、地域管理経営計画に係る事務にあつては北海道森林管理局総務企画部業務調整課、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画に係る事務にあつては計画保全部計画課に置くものとする。

(附則) この要領は平成11年 1月22日から施行する。

(附則) この要領は平成15年12月17日から施行する。

(附則) この要領は平成17年12月 1日から施行する。

(附則) この要領は平成25年11月29日から施行する。

(附則) この要領は平成27年11月17日から施行する。